

平成26年度第1回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成26年7月3日（木）午後3時00分から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎, 吉岡 弘宗,
小野寺 靖子, 千葉 雅保, 三輪 哲, 遠藤 仁, 徳永 恵子,
阿部 春美

(委員14人中11人出席)

(2) 欠席委員 青木 タマキ, 鈴木 一樹, 菅原 通悦

4 議題

(1) 調査審議事項

①高等学校の収容定員の変更について（仙台育英学園高等学校）

②中等教育学校の収容定員の変更について（秀光中等教育学校）

③専修学校の目的変更について（仙台青葉服飾福祉専門学校）

④専修学校の目的変更について（東北外語観光専門学校）

⑤各種学校の廃止について（石巻経理学校）

(2) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

事務局から委員の紹介と事務局職員全員の紹介があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は、議事録署名人として伊藤委員と佐藤委員を指名した。

(1) 調査審議事項

①高等学校の収容定員の変更について（仙台育英学園高等学校）

②中等教育学校の収容定員の変更について（秀光中等教育学校）

①, ②関連があるため一括して事務局から資料により説明を行った。

(遠藤委員)

全ての収容定員に対して実員を見ますと変更が3,000人となっていていまでも、実員は2,300人程度で推移しているようですので、数百名の開きがあり、それから、秀光中等教育学校の方は変更が3学年で240人程度ということで実員に対して若干足りないんです。基準をどう考えたらよろしいのか、例えば指導されるときにどのぐらいの開きが出てきたら指導を入れるものなのか。

要するに定員というのは、それに対して教員数等が決まってくるから教育環境にかなり影響を及ぼすので、定員の問題だけで済まないというふうに思うものですから、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

定員の考え方なんですけれども、私立学校につきましては行政の関与を最低限にするという私立学校の精神がございますので、収容定員を減少させてという指導はできないというふうに考えております。あくまで設置者である各学校法人が中学校卒業生の動向や教育方針、経営状況を総合的に勘案して判断すべきものと考えております。

(千葉課長)

今の件につきまして補足で説明させていただきます。本来、定員に関しては法律上は指導権限というものはございませんけれども、補助金を交付の検査等を通じまして指摘事項としていろいろなことをこちらのほうで御助言させていただくことはございます。ただ、定員を超える場合は園則違反、寄附行為違反など違反になるんですけれども、その定員の範囲内でやる分については違反というような考え方は持っておりませんので、こちらとしては減らせというようなことはこれまでも言ってきたことはございません。

(松良会長)

この少子化の中でするので学則定数と実員の間に差がある学校はたくさんあるわけなんですけれども、いざ定数に近く来てしまったと、また、生徒数が復活するようなことがあった場合、私学助成というのは定数内で打ち切りということですので、定数減の手続きについてはつつい後手後手というふうに遅めに申請をするという学校が多いのが現実かと思えます。

(吉岡委員)

秀光中等教育学校のほうに位置の変更があるんですけれども、実際高橋五丁目のほうには何が残るんですか。

(事務局)

今も仙台育英学園高等学校につきましては宮城野校舎と多賀城校舎と2つのキャンパスを所有しているんですけれども、今時点では多賀城校舎のほうに仙台育英学園高校の一部のコースと秀光中等教育学校が入っているんですけれども、そのうち秀光中等教育学校が多賀城から宮城野校舎に位置変更します。仙台育英学園高等学校の一部のコースにつき

ましては引き続き多賀城キャンパスのほうで授業を実施するという形になっております。

(吉岡委員)

いわゆる特進科のほうというのは。

(事務局)

育英学園の特別進学コース、情報科学コースが宮城野校舎、それ以外の校舎は多賀城校舎という形になります。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③専修学校の目的変更について（仙台青葉服飾福祉専門学校）

事務局から資料により説明を行なった。

(佐藤委員)

定員が220名から60名になって成り立つものなんですか。

(事務局)

平成26年度のこちらの学校の生徒数の合計が35名となっております。近年こちらの介護福祉学科につきましても定員をなかなか満たすことができない状態でこれまで続けられてきたということがございます。学校側もこの介護福祉学科を廃止いたしましても服飾系の学科のほうでこれから運営が継続できるものということでお聞きはしております。

(佐藤委員)

総定員に対する実員というのは何人なんですか。

(事務局)

平成26年度、実員が介護福祉学科が2年生が8名、それ以外の学科については3学科ございまして17名となっております。

(佐藤委員)

長谷柳絮というのは古いんですね。昔からある学校で。生徒数が減って成り立つのか。

(松良会長)

昔からかかる少数の入学生ということで、お一人からいただく金額が結構高いと伺っていましたが。間違いなければ。

(事務局)

学費につきましては、介護福祉学科につきましては年間97万円ということになっていまし

て、それ以外の服飾系の学科につきましては3学科とも年間71万円の納付金になっております。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

④専修学校の目的変更について（東北外語観光専門学校）

事務局から、資料により説明を行なった。

(松良会長)

ありがとうございました。以上の説明に御質問、御意見あればお願いいたします。

(徳永委員)

日本語科というコースは外国人が受けるものなんですか。

(事務局)

はい、外国人対象の学科になっております。

(徳永委員)

ということは、この学校に入ると日本に滞在するビザとか、そういうものは必要ですか。

(事務局)

そうです。

(遠藤委員)

修業年限が1.5年というふうに見えるんですが、通常1年とか2年とか年単位はわかるんですが、1.5年というのはどういうことですか。

(事務局)

入学時期が10月になっておりまして、その後1年半の課程を修了しまして卒業するというような学科になっております。

(遠藤委員)

専修学校の場合、こういうふうに任意に設定は可能なんですか。

(事務局)

学科の始期につきましては校長先生が定めるという形になっております。

(佐藤委員)

平成26年の実員というものをお知らせください。

(事務局)

東北外語観光専門学校の平成26年度の実員につきましては、男女合計いたしまして289名で、そのうち県外出身生徒数が193名ということでございます。

(吉岡委員)

新しい課程でエアライン科とかホテル科とか、この辺の教育カリキュラムというのはどのような内容になっているのでしょうか。さらに、学校法の規定に基づきという、これを指導するような教官の教育をするのはどういう方になっているのでしょうか。さらにもう1点、専門学校の場合にクラスの考え方というのは、クラスが20人という考え方で設定しなくてはならないのか。ホテル科などは、どういう人が指導するのか。

(事務局)

ホテル科につきましては、こちら英語も必修の専門科目として年間270単位時間、第2外国語も含めると年間300単位時間ほど語学について学ぶようなカリキュラム構成となっております。このほかの科目としましてはホテルの総論であったり、フロントサービス、ブライダルビジネスだったりホテル英会話であったり、そういった学科のカリキュラム構成になっております。

教員の資格といたしましてはこちらの専修学校の設置基準で定められているものがございまして、特にこういった教科を教えるに当たっての資格というものは設けてはいないんですけれども、ただ、教員としての資格というものが専門学校等を卒業されてから実務経験がある方であったりとか、特定分野について趣が深い方であったりとか、そういった形で設置基準の定めがございますので、そちらで当方としては確認をするような形になっております。

定員につきましては、分野ごとに40名以上の学科を設置する必要があるということの定めはございまして、1クラスは40人以下にさせていただくということはございますが、そのほかの学科の編成につきましては学校での判断ということになっております。

(星委員)

資料の4ですけれども、経費及び維持の方法ということで見てみますと、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実というのは、利息ですか。

(松良会長)

果実というのは普通利息ですね。

(事務局)

そうですね。主に授業料等の収入ということかとは思いますが、不動産であったり積立金の利子であったり、そういった形で支弁していくということでございます。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑤各種学校の廃止について（石巻経理学校）

事務局から、資料により説明を行なった。

（三輪委員）

生徒数の推移について確認させてください。先ほどの説明で平成25年10月1日付で休校中ということでしたが、これはすなわち平成25年の日商簿記3～2級科の在籍者10名は6カ月の年限だったので、それがいなくなった瞬間に誰も在籍していないということになるんですよね。

（事務局）

はい。

（三輪委員）

平成23年のゼロ、ゼロ、ゼロに関しては、これは地震の被害を受けたので誰もいなかった年もあったということですか。

（事務局）

はい。

（三輪委員）

あと、平成26年はこれは最初から募集していないということですか。募集したんだけど誰も来なかったということですか。

（事務局）

休校中でしたので募集活動もしてはませんでした。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

（2）その他

私立学校法の改正について

（事務局）

私立学校審議会にお諮りする事項は、学校に関する事項、学校法人に関する事項などがございします。御存じのとおり平成25年3月に経営悪化が表面化した群馬県の学校法人に対しまして文部科学省から解散命令が出されたこともあり、今年4月2日に私立学校法の一部を改正する法律が公布され、同日から施行されております。

改正の内容といたしましては、私立学校法人の運営が法令などに違反している、著しく不適正な状態に陥っている場合には、県は学校法人に対して報告の徴収・立入検査を行い、違反の事実を確認した場合は私立学校審議会の意見を聞き、措置命令または役員解任を

勧告することができることとされました。

学校法人に対し措置命令または役員解任を勧告する場合は、私立学校審議会にお諮りすることとなりましたので、学校法人に関する事項といたしまして措置命令と役員解任に関する事項を追加させていただきました。

(松良会長)

わかりやすく申し上げますと、審議会の役割が1つ追加をされたということでございます。

役員解任については勧告止まりで、その言うことを聞かないと学校法人自身の解散命令になると。解任は命令にはならないんですが、勧告止まりという手続でございます。勧告に従わなければ解散命令ということになります。

その他、委員の改選及び次回審議会の日程調整について事務局から説明した。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印